

取消し

不当な勧誘により締結させられた契約は、後から取り消すことができます。

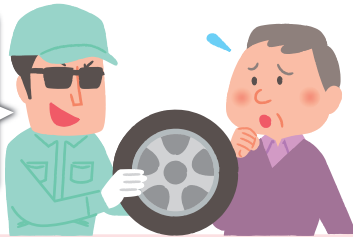
うそを言われた (不実告知)

重要事項について事実と異なることを告げた。

例 「この機械を付ければ電気代が安くなる」と勧誘し、実際にはそのような効果のない機械を販売。

例 真実に反して「溝が大きくすり減っていて、このまま走ると危ない、タイヤ交換が必要」と告げ、新しいタイヤを販売。

溝が大きくすり減っていて、このまま走ると危ない！
タイヤ交換が必要ですよ
(ホントはそんなことはないけど…)



不利になることを言われなかった (不利益事実の不告知)

消費者の利益となる旨を告げながら、重要事項について不利益となる事実を故意に告げなかった。

例 眺望・日照を阻害する隣接マンションの建設計画があることを知りながら、そのことを説明せずに「眺望・日照良好」と説明してマンションを販売。

眺望・日照良好！
(そのうち隣に高層マンション
建っちゃうけどね～)



平成30年改正で対象範囲が拡大

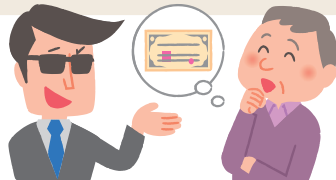
不利益となる事実を故意に告げなかった場合だけでなく、**重大な過失**によって告げなかった場合にも取消しが認められます。

必ず値上がりすると言われた等 (断定的判断の提供)

将来における変動が不確実な事項について確実であると告げた。

例 将来値上がりすることが確実ではない金融商品を「確実に値上がりする」と説明して販売。

確実に
値上がりしますよ



通常量を著しく超える物の購入を勧誘された (過量契約)

消費者にとっての通常の分量を著しく超えることを知りながら、消費者契約の勧誘をした。

例 一人暮らしでありあまり外出せず、日常的に着物を着用することもない高齢の消費者に対して、事業者がそのことを知りながら、その消費者が店舗に訪れた際に勧誘し、着物を何十着も販売。



お願いしても帰ってくれない (不退去)

消費者が事業者に対し、退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず事業者が退去しなかった。

例 消費者の自宅等において、消費者が何度も帰ってほしい旨を告げているのに勧誘を続けて販売。

今取り
込み中
なので…



いやいや、
こちらは
いかがですか～？

帰りたのに帰してくれない (退去妨害)

消費者が退去する旨の意思を示したにもかかわらず消費者を退去させなかった。

例 事業者の販売店等において、消費者が何度も帰りた旨を告げているのに勧誘を続けて販売。

帰りた



いやいや、
こちらは
いかがですか～？



一人暮らしなのに、事業者に勧誘されて、布団を大量に買ってしまった。こんなに布団は使わないし、事業者もそのことは十分分かっていて。この契約を取り消すことはできるの？

答えは最後のページです